

予防接種を受けましょう

【問合せ】健康推進課 ☎773・6811

予防接種とは

病気に対する免疫をつけたり、免疫を強くするためにワクチンを接種することをいいます。ワクチンを接種した人が病気にかかることや重症化を予防する『個人を守る』、人に感染させてしまうことで社会に病気がまん延することを防ぐ『社会を守る』2つの役割を目的としています。

対象者は、接種日に市内に住所がある人です。転出した場合、市の予診票は使用できません。使用していない予診票はご返却ください。また接種期間を過ぎた場合の接種費用は自己負担となります。詳しい内容については、市ウェブサイトをご確認ください。

詳しくは



令和8年度からの新規定期予防接種

RSウイルス感染症ワクチン(母子免疫ワクチン)

対象：妊娠週数28週0日～36週6日までの妊婦

接種回数：妊娠につき1回

接種券：妊娠届の手続きの際に交付

子どもの定期予防接種

MR(麻しん風しん)ワクチン2期

対象：令和2年4月2日～令和3年4月1日生

接種期限：令和9年3月31日まで

接種券：令和8年3月末頃に対象者へ送付

HPV(ヒトパピローマウイルス)ワクチン

対象：平成22年4月2日～平成27年4月1日生の女性

接種期限：16歳になる年の年度末まで

接種券：令和8年度 中学1年生女子へ令和8年3月末頃に送付(中学2年以上の人には送付済)

変更点：令和8年4月1日より、定期接種の対象ワクチンがシルガード9(9価)のみ

特例措置の定期予防接種

日本脳炎ワクチン(特例措置)

対象：平成7年4月2日～平成19年4月1日生

接種期限：20歳の誕生日前日まで

接種回数：4回(1期接種(3回)、2期接種(1回))

MR(麻しん風しん)ワクチンの経過措置

対象：令和6年度MRワクチンの定期予防接種の該当者

接種期限：令和9年3月31日まで

接種券：**小児** 健康推進課窓口で再交付

風しん5期 医療機関窓口で全額支払い、後日、市役所窓口で手続きをし、償還払い

利用可能なデジタル予診票対象ワクチンの拡大

4月13日(月)から、デジタル予診票に使用可能な接種ワクチンが拡大されます。

詳しくは

拡大ワクチン：2種混合、HPV
実施医療機関によって、使用可能な接種項目が異なります。



高齢者の定期予防接種

带状疱疹ワクチン

対象：令和8年度中に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる人

接種期限：令和9年3月31日まで

※シングリックス(不活化ワクチン)を接種する場合、3月31日までに2回目の接種を完了してください。期限を過ぎた場合は任意接種となります

接種券：令和8年3月末頃に対象者へ送付

自己負担額：シングリックス 13,150円/1回

※2回で合計 26,300円

ビケン 2,950円

肺炎球菌ワクチン

対象：65歳になる日から66歳の誕生日前日

自己負担額：7,920円(令和8年度の金額)

接種券：65歳の誕生日の翌月に送付

変更点：令和8年4月1日より、定期接種で使用するワクチンがプレベナー(20価)となります。

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症ワクチン

市報10月号または市ウェブサイトに掲載予定です。

＼ 予防接種 /

こんなときどうすればいいの？

●市外・県外で接種したい

→事前手続きが必要な場合がありますので、健康推進課までご連絡ください。

●接種券を紛失した

→健康推進課または各市民センターで再発行の手続きをしてください。

●ワクチンによる副反応(副作用)が起きた場合

→予防接種により健康被害が生じた場合、救済制度があります。気になる症状があった場合、まずは接種した医療機関の医師にご相談ください。